

中学校部活動の地域移行について

- 1 中学校部活動の地域移行について
 - 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

- 2 赤穂市の中学校部活動の地域移行の状況について

- 3 今後の取組について

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

- (主な内容)
- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
 - ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
 - ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
 - ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
 - ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
 - ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

- (主な内容)
- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
 - ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
 - ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
 - ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
 - ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
 - ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
 - ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

- (主な内容)
- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
 - ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
 - ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
 - ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
 - ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

- (主な内容)
- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
 - ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
 - ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

令和5年1月

保護者様

赤穂市教育委員会

学校における部活動の地域移行について

日頃より本市の教育活動にご理解とご協力をたまり、誠にありがとうございます。

さて、標記について、今年度、国の「部活動の地域移行に関する検討会議」から提言が出されました。

提言では、少子化の中でも、将来にわたり文化・スポーツに継続して親しむことができる機会の確保、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることを本質とし、自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り、部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。さらには、地域の持続可能で多様な文化・スポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会の確保を目指す姿とし、部活動の地域移行を進めていくとあります。

これを受け、赤穂市では、下記の流れで部活動の地域移行を進めていく予定です。(別紙参照)

保護者の皆様におかれましては、ご心配のこともあるかと思いますがご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

赤穂市における改革の方向性（案）

2022年度（令和4年度）→ 準備期間

2023年度（令和5年度）～2025年度（令和7年度）

→ 学校に設置してある部活動の休日の活動を地域活動へと移行する期間

※平日は学校において部活動を実施します。

休日の受け皿のない部活動も現状のままです。

※移行可能となった部活動から移行します。

2026年度（令和8年度）以降

→ 学校に設置してある部活動の平日の活動を地域活動へと移行する期間

※以上の方向性は今後、国や県からの通知によって、変更することもあります。

※参考 文部科学省 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」

【問い合わせ先】

赤穂市教育委員会・学校教育課 【電話：0791-43-6860】



(別紙)

小学生、中学生、
保護者のみなさんへ

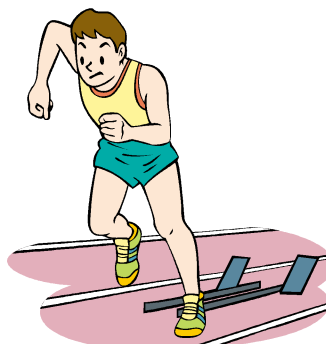


国(スポーツ庁・文化庁)の目標
令和5年度 - 7年度末までに
休日の地域移行を進めます。

少子化の中でも将来に子供たちがスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保し、自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性を育成します。そして、自己実現や活力ある社会と絆の強い社会創り、部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出をはかります。

そのため、

**中学校の部活動を
休日から段階的に
地域へ移行します**



どのように進んでいきますか？

2023年度(令和5年度)～2025年度(令和7年度)は
移行期間です。

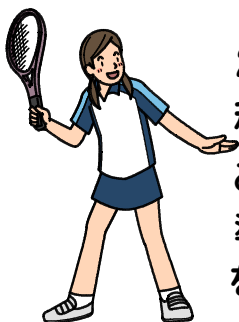
この間、休日の活動の段階的な地域移行を行います。

準備のできた種目(学校別)から順次、地域において休日の活動
を始めます。

平日は、学校において部活動を実施します。

→令和7年度末に休日部活動の地域活動への移行完了を目指
します。

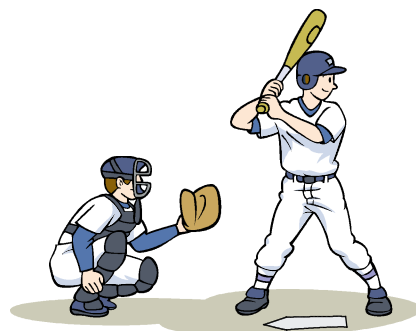
(令和8年度以降、平日に学校で実施している活動を地域活動
へと移行を行っていきます。)



どんな活動になりますか？

活動例

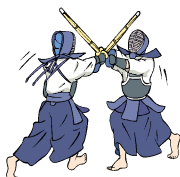
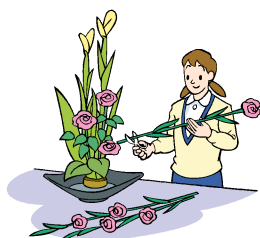
- ・Aさん 平日:野球部 休日:野球少年団
 - ・Bさん 平日:吹奏楽部 休日:テニスクラブ
 - ・Cさん 平日:卓球部 休日:入らない
 - ・Dさん 平日:入らない 休日:水泳クラブ
- 自分で活動を選択します。



その他



- ・地域移行すると、異なる中学校の生徒と、同じ地域の団体で活動できるようにもなります。
- ・日本中学校体育連盟の大会にも地域の団体(条件が合えば)から出場ができます。
- ・部活動地域移行は、市町や学校の状況によって進行状況が異なります。



※地域の団体とは、少年団、スポーツクラブ、教室、吹奏楽団など



赤穂市の部活動の地域移行の状況と今後の取組について

【部活動の意義と課題】

【意義】

- 生徒のスポーツ・文化に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

【課題】

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。
生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減
- 競技経験のない教師が指導ざるを得ない場合もあり、教師にとって大きな業務負担となっている。
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分でない。

【赤穂市の目指す姿】

- 少子化の中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保。（学校の働き方改革推進、学校教育の質も向上）
- 自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じる活動。
自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

【赤穂市の方向性】〔案〕

(1) 地域指導者及び活動団体等の確保

指導者・団体等の募集。

・受け入れができる団体や指導者（資格必要）の情報収集。

団体の申請用紙提出。（指導者は、資格が必要）

受け入れ団体について・・・あくまで受け入れ団体としての活動であり、学校の部活ではない。クラブチーム、少年団など。
試合について・・・しばらくは、中体連主催大会は、教員の引率が基本（コーチとして地域指導者も参加できる。以外の大会はこの限りではない。

(2) 活動場所の確保

地区体育館等市の施設等。場合によって学校施設の開放。

(3) 費用負担のあり方

会費の在り方：無償に近かった活動の今後の見通し

報酬は必要に応じて適正に設定。

【参考：市の部活動指導員1時間1500円】

備品の購入費用の必要性。

保険の在り方：学校内の部活動に対しては保険が適用されていた

地域移行された場合、保険適用外。

各団体や個人での保険対応。

地域指導者の責任が発生する。

(4) 教員【顧問】以外による大会や発表会等への引率

中体連の規定では、部活動によって異なる。

(5) 教員【顧問】と地域指導者等の連携

学校とスポーツ団体と情報交換などが必要。

(6) 地域指導者への研修は検討課題

部活動顧問との連携や体罰の禁止等

参考

令和5年度中学校体育連盟主催の大会参加団体は4団体

学校の教員が土日休日に各団体へ所属し報酬を得ることは可能（兼職兼業）

【今後の予定】〔案〕

令和8年度の部活動地域移行について全面实施を目指す。

- ① 令和5年・・・1月～3月に中学校保護者に対し、地域活動団体の紹介。

7月	活動可能な団体の募集。 (募集は、広報赤穂への折り込みチラシ及びニュースレポート、ホームページにて周知) ・教員へのお知らせを6月に行う。 ・募集案内の作成。(6月)
7～12月 (以降も引き続き募集)	団体の募集期間。(学校教育課へ申込み) ・各団体の活動状況の確認など。 ※経済的に参加が厳しい家庭への補助等の検討。
1～3月	小中学校保護者に対し、部活動地域移行についてお知らせ。 (生徒に活動団体をプリントにて紹介) ・一覧を教育委員会で作成
令和6年7月以降、土日・休日に活動できる団体での活動を順次開始	

- ② 令和6年・・・7月以降、土日・休日に活動できる団体での活動を順次開始。

5月又は6月	各校のPTA総会や学校だよりにより、部活動地域移行について紹介する。 (団体は引き続き募集)
1～3月	小中学校保護者に対し、部活動地域移行についてお知らせ。 (生徒に活動団体をプリントにて紹介)
令和7年7月以降、土日・休日に活動できる団体での活動を順次開始	

- ③ 令和7年・・・7月以降、土日・休日に活動できる団体での活動を順次開始。

5月又は6月	各校のPTA総会や学校だよりにより、部活動地域移行について紹介する。 (団体は引き続き募集)
1～3月	小中学校保護者に対し、部活動地域移行についてお知らせ。 (生徒に活動団体をプリントにて紹介)
令和8年4月より、土日休日の部活動を地域で実施。	

- ④ 令和8年・・・4月より、土日休日の部活動地域移行を全面实施

【部活動一覧（地域での活動が必要な部活動）】

赤 穂	野球部 バスケットボール部（男） ソフトテニス部 陸上部 卓球部 サッカー部 剣道部 吹奏楽部	赤穂東	野球部 バレーボール部（女） ソフトテニス部 陸上部 卓球部（女） 剣道部 柔道部 水泳部 音楽部（コーラス）
赤穂西	野球部 バレーボール部（女） ソフトテニス部 陸上部 卓球部 サッカー部 剣道部 吹奏楽部	坂 越	野球部 バレーボール部（女） ソフトテニス部（女） 陸上部 剣道部 水泳部 和太鼓部
		有 年	野球部 ソフトテニス部 卓球部（女）

	赤穂	赤穂西	赤穂東	坂越	有年
野球	○	○	○	○	○
バスケット	○男				
ソフトテニス	○	○	○	○女	○
バレーボール		○	○	○	
陸上	○	○	○	○	
卓球	○女	○	○女		○女
サッカー	○	○			
剣道	○	○	○	○	
柔道			○		
水泳			○	○	
文科系	吹奏楽	吹奏楽	音楽	和太鼓	